

ウ 「誘導」を意識する

司法試験・予備試験の問題文は、事実関係がざっくりばらんに記載されているというわけではなく、法的に意味のある事実が用意され、周到に配置されている。そのため、問題文の特殊な表現ぶりから、当該事実を摘示してその法的意味を分析してほしいという司法試験委員の意思が読みとれる。そのような特殊な表現ぶり（いわゆる「誘導」）を意識すると、摘示すべき事実がおのずと浮かび上がってくるはずである。

・括弧でくくられて簡単な言葉に言い換えられているもの

司法試験・予備試験の問題文を読んでいると「(以下「本件〇〇」という。)」という表現が散見される（本件が付いていない、簡単な言い換えの場合もある）。これは、論文を書く中で複数回指摘するであろう事実であるから、省略した形を提示して、「書くときに楽しいよ」とするためだろう。この事実「使うべき」というよりは「説明の際に必然的に言及するはずなので、その言葉が使えていない場合は書いていることがおかしい」というものだろう。

・年月日、日時の記載

問題文の時系列を把握するための数字ではあるが、わざわざ年月日が付された行為は事案のポイントになるという趣旨の表れであると思われる。年月日だけではなく、日時の指摘や早朝、深夜など時間帯に関する事情も意図があつての言及だろう。

・数字

年月日の記載とやや重複するが、事情の中に何らかの数字が指摘されている場合はその数字を基にした説明を求めていると考えられる。数字がなくても事例を説明することは可能であるため、数字が指摘されているということは何らかの意図があると考えるのが自然だろう。

・当事者の会話、当事者の主張

当事者の会話内容が括弧でくくられて問題文中に指摘されることが多々ある。これもあえて会話調で指摘せずともよい以上、その会話内容を使って説明してほしいという意図の現れとみるべきだろう。例えば、刑法の事例中に会話内容の事情があるならば、それは高確率で共同正犯の成立要件のうち意思連絡に関わる事情として用意されているものである。

会話内容そのものではなく、当事者の主張がそのまま書かれていることもある。民法では当事者が何をしたいのかが説明されることが多いし、憲法の問題では、仮設の法律案について賛成する側の意見やこれに対する反論としての主張が用意されたりする。言及してほしいという意図が明らかであると言えるだろう。ただ、事実として使うというよりも答案において言及してほしい事項を特定する趣旨で（いわゆる「誘導」として）指摘されることも多い。

・なお書き

司法試験、予備試験の問題の中にはなお書きを用意する問題もある。なお書きは、「なお念のために付言すると」という意図で用意されていると思われるので、そこに記載された情報は説明で用いるべきものと考えてよいだろう。ただ、言及すべき事項を絞るために使われることもあるので注意が必要である。

・問題文のナンバリング

司法試験、予備試験の問題文は、基本的にナンバリングされている。これは単に事実をまとめて読みやすくするという意味だけではなく、「この中に言及してほしい事実を用意したから見て！」というメッセージでもあると受け取るべきである。

例えば、平成28年予備試験刑法の問題文には以下のような記載がある。

「3 Aは、同日昼、旅行に出掛けて乙宅を留守にした。」

この1行だけが「3」として記載され、その次の行からは「4」として別の事情が展開されている。不自然に改行しているということは、この事情に注目してほしいということだろう。実際この問題では現住建造物放火罪の成否の検討が要求されており、「3」で指摘されている事情は、「現に人が住居に使用」する「建造物」に当たるか（現住性を失うか）の検討で用いることを期待されていた。

・表、資料

何らかの表や資料の類もあえて付しているということは使用してほしいという意図があるのだと予想できる。例えば、令和元年司法試験刑事系第2問では、別件逮捕勾留が出題され、問題文には資料1と称して年月日と別件と本件の取調事件とその他の捜査が整理された表が付されていた。これを使わないという選択はあり得ないだろう。

また、司法試験の商法の問題は、貸借対照表（平成27年、平成23年、平成22年）、履歴事項全部証明書（平成26年、平成22年）、定款（平成29年、平成25年）、株主総会参考書類（平成23年）、臨時取締役会議事録（平成19年）、事業譲渡契約書（平成18年）などの資料が付くことが多い。上記した問題の検討に際して、どのような内容の資料なのか、どの項目に注目すればよいのか等資料の読み方についても練習が必要だろう。

・及び

問題文や設問に「A及びB」という表現方法が散見される。これは何となくそのような記載をしているのではなく、「AとBの両方を検討せよ」というメッセージである。論点を特定するために用いられることもあるが、言及してほしい事項を指摘する際にも使われるので、「及び」が登場したら意識的にその前後を確認するようにしたい。

(3) 具体的事実を摘示する

問題文に振られている事実は基本的にそのまま摘示する。なるべく形は変えないようにしたほうが無難だろう。変えても良いが意味が変わらないように気を付ける。例えば、能動態の文章を受動態に変えることなどは許容範囲だろう。

また、事実の摘示に際しては評価を入れない。事実摘示の際に評価が入ると思考過程が不明確になるので不適切（どの事実からそう考えたの？となる）。